

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報－インド〕

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明は、「進歩性を有するものであって、産業上利用可能な新規の製品又は方法」とであると定義されています(2条1項j)。

2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上利用可能なものでなければなりません(2条1項j)。

「産業上の利用可能なもの」とは、いずれかの産業において製造又は使用できるものを意味します(2条1項ac)。

3. 新規性

発明は、新規なものでなければなりません(2条1項j)。

「新規な発明」とは、「完全明細書による出願日前に、インド又は世界の何れかの国において、何らかの書類における公開により予測されず、また実施されていない全ての発明又は技術」と定義されています(2条1項l)。

4. 拡大された先願の地位

発明が、その出願日後に公開された完全明細書で、その出願日より前の優先日を有する完全明細書のクレームに記載された内容と同一であるときは、当該発明は新規でないものとされます(13条1項b)。

この規定は、出願人又は発明者が同一であっても適用されると考えられています。

5. 進歩性

発明は、進歩性を具備していなければなりません(2条1項j)。

進歩性は、既存の知識に対する技術的向上や経済的重要性又はこれらの両方を備える発明の特徴であって、当業者にとって発明を非自明とする発明の特徴と定義されています(2条1項ja)。すなわち、進歩性要件を満たすためには、発明は、従来技術に照らして技術的に向上しているか、あるいは、経済的重要性を有していなければなりません。

6. 先願主義と二重特許の禁止

二重特許の禁止に関する規定は設けられていません。

ただし、同一発明に係る複数の特許出願が同一又は異なる出願人によって異なる日に行われた場合には、後の出願は先の出願に基づいて新規性が

ないという理由で拒絶されます(13条1項b、13条2項)。

7. 不登録事由

不登録事由については、特許を受けることができない主題として規定されています。

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(規則13)。

- ① 願書
- ② 完全明細書又は仮明細書
- ③ 対応外国出願に関する陳述及び誓約書
- ④ 発明者による宣言書
- ⑤ 発明者から特許を受ける権利を譲受された者が出願を行う場合には、譲渡証
- ⑥ 出願人が代理人を通じて出願する場合は、代理人の委任状
- ⑦ 優先権主張を行う場合は、優先権証明書

(2) 出願言語

特許庁長官が他の言語での出願を許可する場合を除き、特許出願及び関連文書は英語又はヒンディ語でなければなりません(規則9(1))。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 完全明細書(フォーム2)

明細書には、発明を実施する方法と、発明を実施する最良の態様を記載します。

- ① 明細書には、要約を含めなければなりません(10条4項)。
- ② 明細書には、クレームを含めなければなりません(10条4項)。
クレームは、明細書の最後部に記載します。

(2) クレーム

クレームの構成要素には、明細書で図示された特徴に対応する参照符号を括弧書きで付さなければなりません(規則13(4))。

クレーム数が10を越える場合には、超過クレーム料の納付が必要です。

(3) 対応外国出願に関する陳述及び誓約書(Statement and undertaking)(フォーム3)

出願人は、インド特許が付与されるまでの間、特許庁長官に対し、同一又は実質的に同一の発明についてした全ての対応外国出願についての情報を提供しなければなりません(8条、規則12(1))。

3. 単一性

特許出願には、1つの発明しか含めることができません(7条1項)。クレームは、単一の発明又は単一の発明概念を構成するように連結した一群の発明に係るものでなければなりません(10条5項)。

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

仮明細書又は完全明細書に2以上の発明が含まれていた場合、出願人は分割出願をすることができます。この分割出願は、出願人が自発的にすることもでき、また、長官の要求に基づいてすることも可能です(16条1項)。

2. 変更出願

変更出願は規定されていません。

3. 国内優先出願

国内優先出願は規定されていません。

4. 外国語書面出願

外国語書面出願は規定されていません。

5. 仮出願

完全明細書に代えて、仮明細書を提出することで出願日を確保することができます。仮明細書には、クレームや要約を含める必要がありません。

仮明細書を提出した場合、完全明細書を出願日から12か月以内に提出しなければなりません。提出しなかった場合は、出願が放棄されたものとみなされます(9条1項)。

6. 秘密特許

発明が国防目的に関連するものである場合、長官は、当該発明に関する情報の公開や伝達の禁止を命ずることができます(35条1項)。

7. 追加特許

完全明細書に記載された発明(主発明)に対する改良又は変更に係る発明に対しては、主発明に付与された特許に対して、さらに特許を追加する形で、特許権の付与を受けることが可能です(54条)。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

出願日の認定要件、及び出願書類の欠落の有無が審査されます。

3. 審査請求

出願人は、出願日又は優先日のうち早い日から48か月以内に審査請求を行わなければなりません(11B条1項、規則24B(1)(i))。

なお、分割出願の審査請求期限は、優先日から48か月又は分割出願日から6か月のいずれか遅い方です(規則24B(1)(iv))。ただし、親出願が既に審査官に付託されている場合には、分割出願を行うのと同時に審査請求しなければなりません(規則24B(2)(i))。

4. 先行技術文献の提出

上記した対応外国出願に関する陳述及び誓約書(Statement and undertaking)(フォーム3)に、出願番号、出願日、審査状況等を記載し、出願日から6か月以内に提出しなければなりません。PCT経由でのインド移行出願の場合、この「6か月」はインドに移行日の国内段階に移行した日から起算されます(規則12(1A))。

米国のIDSとは異なり、この「6か月」経過後に知得した情報については、提出義務は課されていません。

ただし、長官は、審査対象の特許出願後、当該出願に特許付与又は特許拒絶がされる迄、対応外国出願についての情報を要求することができ(8条(2))、出願人はこの要求が通知された日から6か月以内に当該情報を提出しなければなりません(規則12(3))。

5. 実体審査

(1) 実体審査手続

審査請求が行われると、長官は、公開日又は審査請求の日のうち遅い日から1か月以内に、審査官にその出願を付託します(12条1項、規則24B(2)(i))。

(2) 補正

PCT出願のインドへの移行時には、クレームを削除する補正のみが可能です(規則20(1))。

出願後、長官から補正の要求があった場合には、この要求に応じて補正することが可能です(57条)。

出願後、自発的に補正を行う場合には、所定費用を支払うと共に補正申請書(フォーム13)を提出する必要があります。

なお、クレームを拡張する補正は認められません(59条1項)。

(3) 審査報告

審査報告は、審査請求日から6か月又は公開日から6か月のうち遅い日以内に、願書及び明細書とともに、長官から出願人又はその委任代理人に送付されます(規則24B(3))。

出願人が審査報告に反論したものの、特許法に定める特許要件他の規定を満たしていると長官を納得させることができなかつた場合、その出願は拒絶されます。

出願が特許法及び規則に定める全ての要件を満たした場合、特許付与日が登録され、特許が公報に掲載されます(43条)。

(4) 付与期間

インドでは、いわゆるアクセプタンス期間制度(所定期間内に特許出願を特許付与可能な状態にしない限り、特許が放棄されたものとみなす制度)を採用しています(21条)。

具体的には、最初の審査報告が発行されてから6か月以内に、特許出願を特許付与可能な状態にしない限り、特許が放棄されたものとみなされます(規則24B(4))。

この期間は、最初の審査報告が発行されてから6か月以内に期間延長請求を行うと共に延長費用を支払うことで、最大3か月まで延長可能です(規則24B(6))。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

決定、指令、命令に対しては、審判部に審判請求を行うことができます(117A条(2))。

審判部又は高等裁判所の決定に対しては、特別の許可請願を行った場合のみ、最高裁判所に上訴することができます(インド憲法136条)。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

改正特許法(法律第15号改正)(2005年4月4日改正)(2005年1月1日

遡及施行)

改正特許規則(2016年5月16日公布)

2.参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】(齊藤達也編著、発明協会、2009年11月)